十一の二十九　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備（次号及び第十一号の二十九の三に掲げるものを除く。）

十一の二十九の二　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十九の三　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第四項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十九の四　設備規則第四十九条の六の十二第一項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

十一の三十　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十の二　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十一　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備（次号及び第十一号の三十一の三に掲げるものを除く。）

十一の三十一の二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十一の三　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十一の四　設備規則第四十九条の六の十二第二項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動中継局に使用するための無線設備

十一の三十二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十二の二　設備規則第四十九条の六の十二第二項（第一号、第二号及び第四号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十三　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている基地局（次号及び第十一号の三十三の三に掲げるものを除く。）に使用するための無線設備

十一の三十三の二　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十三の三　設備規則第四十九条の六の十三第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十九　設備規則第四十九条の六の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十　設備規則第四十九条の六の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十一　設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十二　設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［新設］

十一の三十三　設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］